

長島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

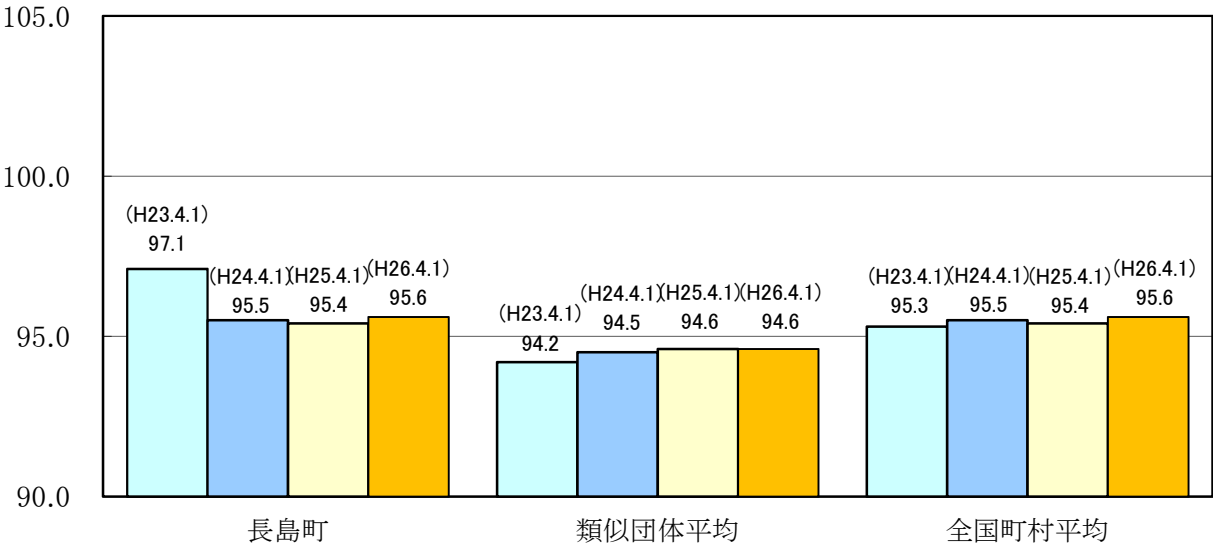
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 11,237	千円 10,724,143	千円 558,344	千円 1,312,157	% 12.24	% 13.83

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 133	千円 513,746	千円 60,706	千円 195,217	千円 769,669	千円 5,786	千円 5,459

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

長島町では、人事委員会がないため、公表するデータはありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため当分の間、経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長島町	44.5 歳	327,700 円	369,651 円	349,049 円
鹿児島県	44.8 歳	335,300 円	409,690 円	369,689 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	309,923 円	349,777 円	334,974 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長島町	46.1 歳	11人	317,082 円	341,282 円	321,536 円	—	—	—	—
うち調理員	49.8 歳	2人	333,000 円	340,950 円	333,000 円	—	—	—	—
うち支援員	49.2 歳	4人	328,000 円	366,863 円	340,250 円	—	—	—	—
うち学校主事	51.7 歳	4人	331,800 円	343,063 円	339,180 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.72
うち水産技術員	48.2 歳	1人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
鹿児島県	51.7 歳	356	343,100 円	395,453 円	372,711 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119人	278,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	8人	278,865 円	297,617 円	289,089 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
長島町	4,951,340円	—	—
うち調理員	5,386,012円	—	—
うち支援員	5,694,203円	—	—
うち学校主事	5,432,105円	2,747,000円	1.98
うち水産技術員	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	長島町	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	— 円	— 円	371,600 円	— 円
大 学 卒	— 円	294,800 円	— 円	385,900 円
高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	— 円	— 円	— 円	— 円

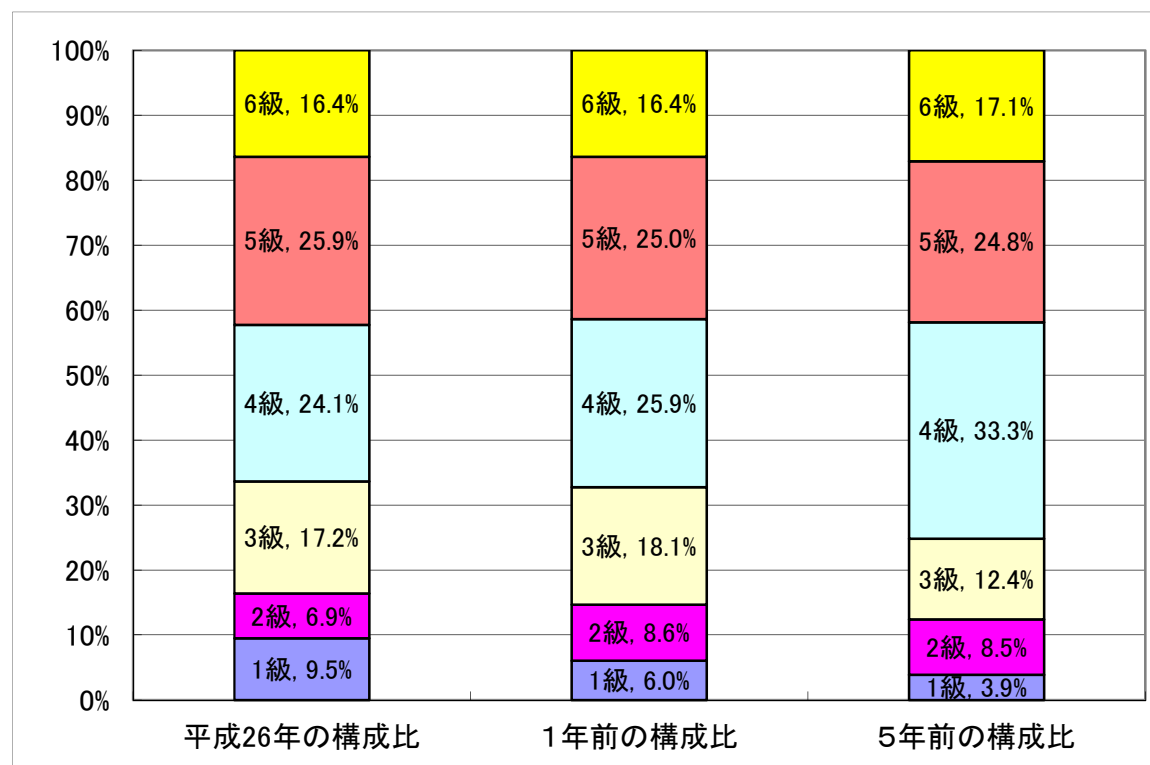
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	
6 級	課長、事務長、議会事務局長、各委員会の事務局の長又はこれらの職と同等の職の職務 参事の職務	19	16.4
5 級	課長補佐、次長、技術補佐又は副園長の職務 高度な知識又は経験が必要とする主幹の職務	30	25.9
4 級	主幹の職務 係長の職務 高度な知識又は経験が必要とする主査の職務	28	24.1
3 級	主任又は主査の職務 指導員の職務	20	17.2
2 級	主事又は技師の職務	8	6.9
1 級	主事補又は技師補の職務	11	9.5

(注) 1 長島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員を対象として実施。
2. 昇給への勤務成績の反映状況
評定結果に基づいた昇給への反映までは至っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 島 町	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,466 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,536 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員を対象として実施。
2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況
評定結果に基づいた勤勉手当への反映までは至っていない。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

長 島 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 28.98 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から45%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 21,888 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		621 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		620, 280 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医療職給料表（一）適用職員	15 %	1 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		2,340 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		73,125 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		21.20 %	
手当の種類 (手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	徴税事務に従事する職員	町税の賦課及び徴収業務	月額1,500円
防疫手当	防疫作業に従事した職員	感染症の患者等の救護作業又は感染症の病原体の付着した物件等の処理業務	日額500円
水道業務手当	簡易水道の業務に従事する職員	簡易水道事業の維持管理業務	月額2,500円
医師手当	診療所に勤務する医師	診療所に勤務する医師の業務	勤務1月につき次の額 ①診療所長 給料月額の100分の5に80万円以内の額を加算した額 ②その他の医師 給料月額の100分の3に80万円以内の額を加算した額
業務手当	診療所に勤務する職員	診療所に勤務する医師及び医療技術職員の業務	勤務1月につき次の額 ①医師 給料月額の100分の20 ②その他の技術職員 給料月額の100分の2
臨床手当	診療所に勤務する医師	入院患者の診療業務	月額30万円
往診手当	診療所に勤務する医師	往診業務	往診料の100分の30に相当する額
へき地診療所手当	診療所に勤務する医師	へき地診療業務	勤務1回につき6,000円
夜間看護手当	診療所に勤務する看護師及び準看護師又は町長がこれに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜の看護等の業務	勤務1回につき、次の額 ①2時間未満 2,000円 ②2時間以上4時間未満 2,800円 ③4時間以上 3,200円
老人ホーム勤務手当	老人ホーム長生園に勤務する職員	老人ホームにおける介護業務等	勤務1月につき、次の額 ①園長 10,000円 ②看護師 8,000円 ③指導員、介護職員 6,000円 ④調理員 4,000円 ⑤園長を除くその他の職員 2,000円
指導主事手当	長島町教育委員会事務局に勤務する指導主事	長島町教育委員会事務局に勤務する指導主事	給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の12

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	18,483 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	122 千円
支給実績（24年度決算）	19,757 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	126 千円

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 特定期間の加算(16歳～22歳) 5,000円	同	—	千円 26,924	円 292,652
住居手当	・ 自宅 購入等から5年以内 2,500円 ・ 借家 最高 27,000円 (家賃 12,000円以上の場合、対象)	異	自宅に係る住居手当も支給	千円 3,348	円 128,769
通勤手当	・ 交通機関利用者 運賃相当額（最高55,000円） ・ 交通用具使用者 自動車等の使用者について、片道2km以上の距離の場合、18,500円を限度に支給	異	交通用具使用の場合、距離単価が相違	千円 10,624	円 94,018
管理職手当	総務課長 40,000円 企画財政課長、総合管理課長 36,000円 その他の課長 32,000円	同	—	千円 7,488	円 394,105
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休等に勤務した場合に支給 1回につき 4,000円～5,000円	同	—	千円 —	円 —

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	758,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		(円)	883,000 円／	353,500 円
副 町 長		597,000 円		
		(円)	703,000 円／	326,400 円
報 酬	議 長	303,000 円		
		(円)	326,000 円／	199,000 円
	副 議 長	250,000 円		
		(円)	269,000 円／	171,000 円
議 員		227,000 円		
		(円)	250,000 円／	157,500 円
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)		
		2.95 月分		
	副 町 長	(15%加算措置あり)		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
		2.95 月分		
	副 議 長	(15%加算措置あり)		
	議 員			
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		758,000円×勤続年数×500／100	15,160,000円	任期毎
	副 町 長	597,000円×勤続年数×280／100	6,686,400円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

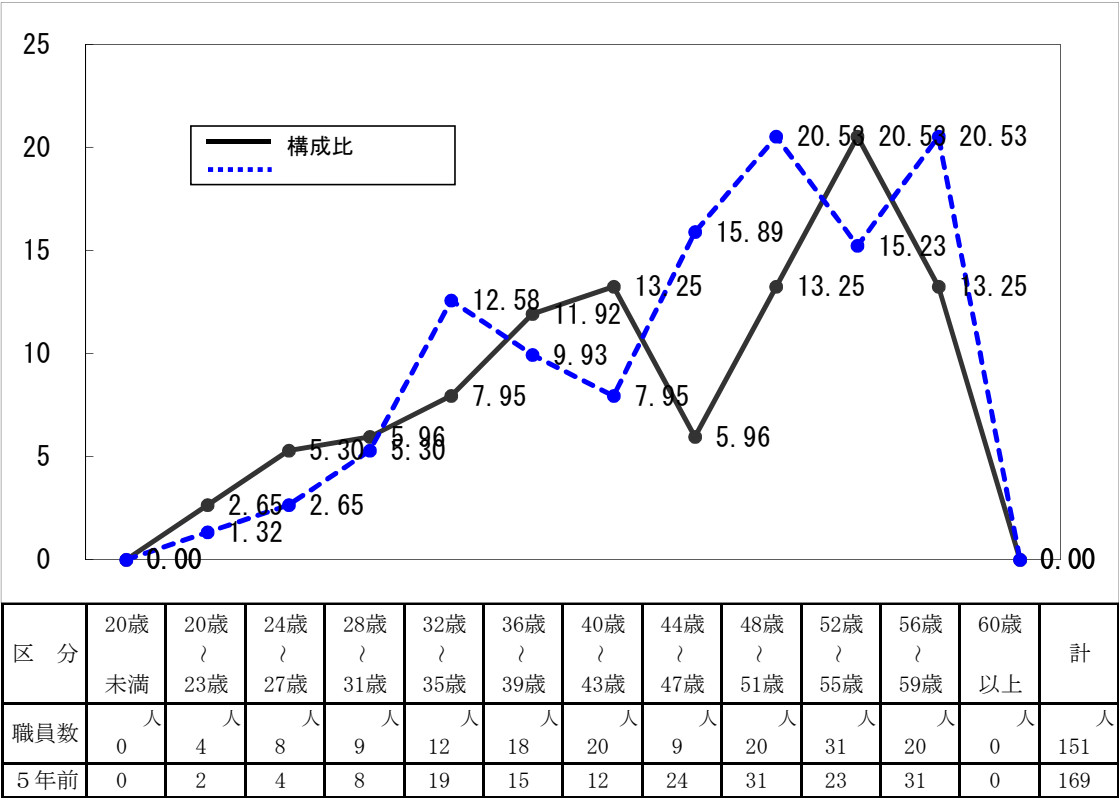
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		平成25年	平成26年		
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	3	3	0	保健業務等の増 農林業務等の増 係の再編に伴う減
	議 会	29	29	0	
	総 務	7	7	0	
	税 務	20	20	0	
	民 生	11	12	1	
	衛 生	23	24	1	
	農 林 水 産	1	1	0	
	商 工	16	15	▲ 1	
	土 木	110	111	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.81 人)
	計	24	23	▲ 1	
公営企業等	教 育 部 門	—	—	—	学校主事の退職不補充
	消 防 部 門				
	小 計	134	134	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.09 人)
	公 営 企 業 等	4	4	0	
	病 院	2	2	0	
	水 道	2	2	0	
	下 水 道	10	10	0	
	国 保 ・ 介 護	18	18	0	
	小 計	152	152	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.26 人
	合 計	[203]	[203]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



(3) 職員数の推移

部 門 \ 年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減率(%)	
一般行政	122	114	110	112	110	111	▲ 11	(▲ 9.0%)
教 育	26	25	25	26	24	23	▲ 3	(▲ 11.5%)
消 防	—	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	148	139	135	138	134	134	▲ 14	(▲ 9.5%)
公営企業等会計計	22	22	21	20	18	18	▲ 4	(▲ 18.2%)
総合計	170	161	156	158	152	152	▲ 18	(▲ 10.6%)

注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

長島町では、地方公営企業法の全部を適用する公営企業はありません。